

診療施設開設届出書

年 月 日

千葉県知事

様

開設者 住 所
氏名又は名称

診療施設を開設したので、獣医療法第3条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。
記

1 開設者の氏名及び住所

(開設者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地)

①氏名又は名称

②住 所 〒

TEL.

③開設者(法人の場合は代表者)が獣医師である場合にあってはその旨(該当を○で囲む)
獣医師 ・ 非獣医師

2 診療施設の名称

3 開設の場所(診療施設の所在地)

所在地 〒

TEL.

4 開設年月日 年 月 日

5 診療施設の構造設備の概要及び平面図(別紙)

6 管理者の氏名及び住所(管理者は獣医師のこと)

①氏 名

②住 所 〒

TEL.

7 診療の業務を行う獣医師の氏名

以上 _____ 名

8 診療業務の種類(該当番号を○で囲む)

①産業動物:診療の主たる対象が、牛・馬・緬山羊・豚・鶏・うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合

②小動物:診療の主たる対象が犬・猫・小鳥等である場合

③その他:上記以外のもの

9 添付資料

①開設者が法人である場合にあっては定款

②診療施設までの案内図(最寄りの駅、建物周辺の地図等)

③獣医師免許証の写し(原本照合します)

10 その他

診療形態が「往診診療のみ」の場合はその旨

※診療用放射線装置(エックス線装置, 診療用高エネルギー放射線発生装置, 診療用放射線照射装置, 診療用放射線照射器具, 放射性同位元素装備診療機器, 診療用放射性同位元素, 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を設置する時は, 別途届け出ること。